

平成 30 年度愛媛県がん対策推進委員会

配付資料

1	愛媛県がん対策推進委員会の概要	… 1
2	愛媛県がん対策推進計画の概要	… 3
3	平成 31 年度がん対策予算の概要	… 9
4	平成 30 年度のがん対策の取組み	…17
5	愛媛県生活習慣病予防協議会の開催結果	…23
6	愛媛県がん相談支援推進協議会の開催結果	…37
7	愛媛県在宅緩和ケア推進協議会の開催結果	…49
8	小児・AYA 世代のがん患者への支援について	…61
9	患者体験調査について	…65
	(参考資料)	
	・ 第 14 回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会資料	…83
	・ 全国がん登録の概要	…91

愛媛県がん対策推進委員会の概要

○ 設置経緯

愛媛県がん対策推進条例が制定(平成 22 年4月1日施行)され、同条例第 12 条に基づき、本県のがん対策の推進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を審議するため、愛媛県がん対策推進協議会を再編・拡充し、新たに「愛媛県がん対策推進委員会」を設置

【開催経過】

開催時期	議 事 内 容
第1回 (H22年8月)	<ul style="list-style-type: none"> ・H22 年度のがん対策の取組みの報告、検討 ・条例リーフレットの内容検討
第2回 (H22年11月)	<ul style="list-style-type: none"> ・がん対策推進計画を推進するための都道府県の主な取組(アクションプラン)の進捗状況の報告 ・H23 年度に実施するがん対策の取組みについての検討 ・専門部会の設置についての検討 (専門部会の設置及び運営の詳細については、推進委員会委員に諮ったうえで決定)
第3回 (H23年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療再生基金を活用したがん対策推進事業についての検討 ・在宅緩和ケア推進協議会の設置及び検討事項について協議
第4回 (H23年11月)	(書面開催) <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県がん相談支援推進協議会の設置について協議
第5回 (H24年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県がん対策推進計画の取組状況についての報告 ・各推進協議会の開催状況についての報告
第6回 (H24年9月)	<ul style="list-style-type: none"> ・国の新しいがん対策推進基本計画について説明 ・愛媛県がん対策推進計画の素案等について説明、協議
第7回 (H24年12月)	<ul style="list-style-type: none"> ・がん対策推進計画の進捗状況と今後の課題について説明 ・がん対策推進計画の素案に関する委員からの意見について報告 ・がん対策推進計画の素案(小児がん、がんの教育・普及啓発、がん患者の就労を含めた社会的な問題)について説明、協議 ・参考人より意見聴取(①がん対策募金、②小児がんの診療体制、③がん治療と口腔ケア)の上、協議
第8回 (H25年2月)	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県がん対策推進計画の最終案について説明、協議
第9回 (H26年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県のがん対策の取組み状況についての報告 ・各推進協議会の開催状況についての報告 ・がん検診実態把握事業についての報告 ・がん診療連携拠点病院の指定要件見直しについての報告
第10回 (H27年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県のがん対策の取組み状況についての報告 ・各推進協議会の開催状況についての報告 ・がん検診実態把握事業についての報告
第11回 (H27年10月)	(書面開催) <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県のがん対策推進に関する意見書(案)について
第12回 (H28年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県のがん対策の取組み状況についての報告 ・各推進協議会の開催状況についての報告 ・がん対策推進計画の中間評価について

第13回 (H29年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県のがん対策の取組み状況についての報告 ・各推進協議会の開催状況についての報告 ・愛媛県がん対策推進計画の評価(素案)について
第14回 (H29年10月)	<ul style="list-style-type: none"> ・がん対策推進基本計画案(国計画)について ・各推進協議会の開催状況についての報告 ・愛媛県がん対策推進計画について(本県の状況・骨子案)
第15回 (H29年12月)	<p>(書面開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県がん対策推進計画(素案)について意見照会
第16回 (H30年2月)	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでのがん対策の取組み状況等について ・各推進協議会の開催状況についての報告 ・愛媛県がん対策推進計画(案)について
第17回 (H31年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県のがん対策の取組状況等について ・各推進協議会の開催結果について ・小児・AYA世代がん患者への支援について ・愛媛県がん対策推進計画の中間評価について

愛媛県がん対策推進計画の概要

1 計画策定の趣旨

日本人の2人に1人ががんに罹り、3人に1人が、がんで亡くなると言われる中、本県においても、依然として、がんは死亡原因の第1位(H28:がん死亡者数4,538人(全死亡者数の25.6%))を占めており、県民の生命や健康に対する重大な脅威と言える。第1次計画から10年間の様々な取り組みにより、医療・相談支援等の体制整備は着実に進んだが、全体目標として掲げた死亡率は、低下傾向にあるものの、全国と同様に目標の△20%(10年間)には届かなかった。

これらを踏まえ、がん患者等に対する社会的支援の充実等新たな課題へも対応しつつ、予防・治療・共生を柱とした総合的ながん対策に県民総ぐるみで取り組み、「がんになっても安心して暮らせる地域社会」の実現を目指す(計画期間:平成30年度から6年間)。

2 基本方針

- 1 がん医療の均てん化及び効率的かつ持続可能ながん対策の実現
- 2 がん患者を含む県民の視点に立ったがん対策の実施
- 3 予防・治療・共生を柱とする県民総ぐるみのがん対策の推進

3 全体目標

I 【予防】科学的根拠に基づくがんの予防・がん検診の充実

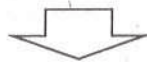
- (1) たばこ対策・生活習慣の改善(1次予防)
- (2) がん検診の受診率向上(2次予防)

II 【治療】患者本位の安全・安心で質の高いがん医療の提供

- (1) 医療機関の機能強化・均てん化、医療従事者の育成
- (2) 専門的治療等の集約化・連携体制の強化(希少がん・難治性がん、ゲノム医療等)

III 【共生】がんになってもお互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会の実現

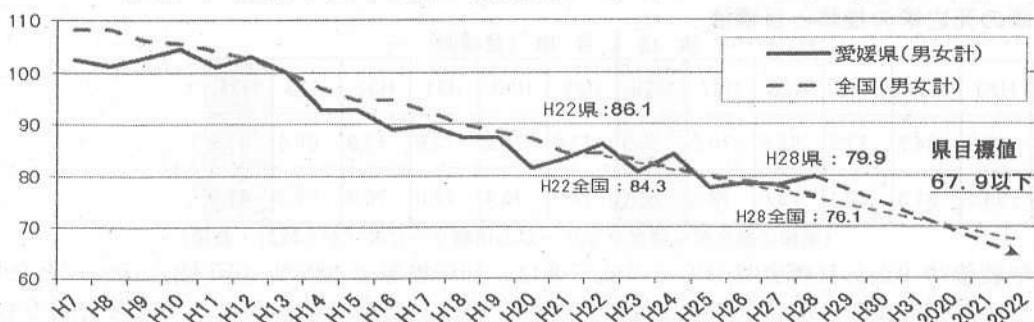
- (1) 相談支援及び情報提供の充実
- (2) 緩和ケア、在宅医療の推進
- (3) 就労を含めた社会的な問題への対応(サバイバーシップ支援)
- (4) ライフステージに応じたがん対策(小児・AYA世代(思春期・若年成人世代)※等)の充実
- (5) がん教育・普及啓発の推進



◎ 予防・治療・共生を柱とした総合的な取り組みにより、死亡率67.9以下を目指す!

〔近年のがんによる死亡率の低下は鈍化の傾向が見られ、全国と比較し高い状態にあることから、県民総ぐるみの総合的な取り組みにより、死亡率の低下を加速させ、6年間で全国平均以下とする。〕

がんによる死亡率(75才未満の年齢調整死亡率:人口10万人対比)の推移及び目標



平成28年までの実績は、
○国立がん研究センター
がん情報サービス「がん
登録・統計」より

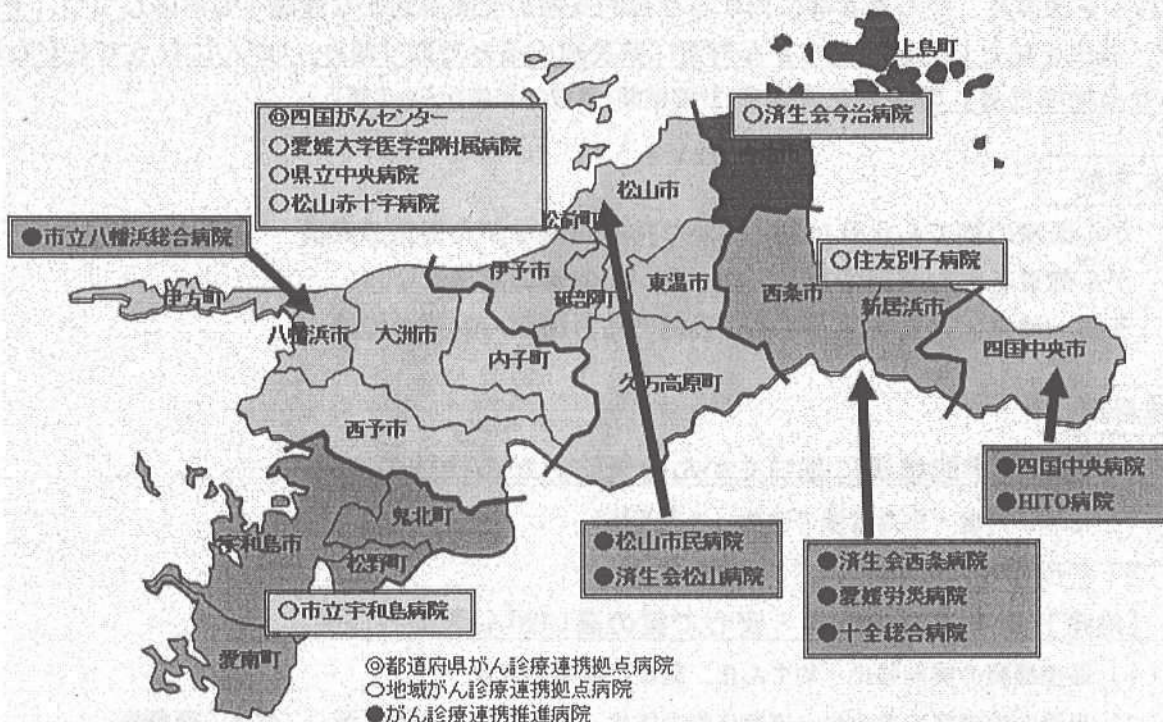
(※AYA世代: Adolescent and Young Adult...本計画では15~39歳としている。)

4 計画を推進するために必要な事項

- (1) がん対策に係る関係者（県民、行政、医療機関、検診機関、事業主等）の役割と協力
- (2) 県民総ぐるみのがん対策の推進

◎ 本県のがん医療提供体制の概要

国指定のがん診療連携拠点病院（拠点病院7病院）の他、県指定のがん診療連携推進病院（推進病院8病院）において、専門的ながん医療が提供されている他、がん相談窓口が設置され様々な相談支援・情報提供等に取り組んでいる。



◎ 都道府県がん診療連携拠点病院

がん診療の質の向上及び医療機関の連携協力体制の構築に関し、各都道府県のがん医療の中心的な役割を担う医療機関で、愛媛県では四国がんセンターが指定されている。

◎ 地域がん診療連携拠点病院

二次医療圏単位を目安に指定され、地域のがん医療の拠点としての役割を担う医療機関で、愛媛県では、愛媛大学医学部附属病院等6病院が指定されている。

● 愛媛県がん診療連携推進病院

国指定の「拠点病院」の機能・役割を補完し、がん診療の中核的役割を担う医療機関の裾野を拡大するため、県独自に拠点病院に準ずる診療機能を有する8病院を指定している。拠点病院のない宇摩圏域及び八幡浜・大洲圏域にも指定しており、がん医療提供体制の均てん化を進めている。

【参考】 死亡率の目標値 67.9 について

全国において、平成22年から28年までの6年間の低下率を維持した場合の6年後の数値（愛媛県算定）

$$\left(\begin{array}{l} \text{○ 全国の平成22年から28年までの6年間の低下} \quad 84.3 - 76.1 = 8.2 \quad (1.367/\text{年}) \\ \text{○ 6年後の数値 (目標値)} \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad 76.1 - 8.2 = 67.9 \end{array} \right)$$

○ 平成22年以降の死亡率の推移と目標値

	← 実績							目標 (愛媛県) →					
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
愛媛県	86.1	80.7	84.2	77.7	78.6	78.2	79.9	77.9	75.9	73.9	71.9	69.9	67.9
全国	84.3	83.1	81.3	80.1	79.0	78.0	76.1	74.7	73.4	72.0	70.7	69.3	67.9

(実績は国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計・登録」)

なお、平成28年数値79.9から目標値67.9までの低下率は、10年換算で△25%（6年間△15%）となり、前回計画における10年間△20%、及び全国第1位の低下率を達成した奈良県の同△23.3%を上回るもの。

◎分野別の対策及び目標の概要

I 【予防】科学的根拠に基づくがんの予防・がん検診の充実

(1) がんの予防（1次予防）

日本人の約2人に1人ががんに罹ると推計される中、がんリスクを減少させるため、県民に対し、科学的根拠に基づく正しいがん予防知識の普及啓発を進めるほか、第2次県民健康づくり計画「えひめ健康づくり21」等に基づく、たばこ対策の推進、栄養・食生活、身体活動・運動等の生活習慣の改善、発がんに関連する感染症予防対策など、様々な予防施策に関係機関が連携して取り組み、がんの罹患者数を減少させる。

【目標】

- 科学的根拠に基づく正しいがん予防知識の普及啓発
- たばこ対策・受動喫煙防止対策の推進
- 食生活・運動等の生活習慣の改善
- 発がんに関連する感染症予防対策の推進

(2) がんの早期発見（2次予防）

科学的根拠に基づくがん検診に関する正しい知識の普及啓発、県民にとって受診しやすい環境整備等を進めることにより、がん検診受診率の向上に取り組むとともに、がん検診受診後の指導の徹底により精密検査受診率を向上させるほか、愛媛県生活習慣病予防協議会の専門的な知見を踏まえ、精度管理体制の更なる充実を図る。これらにより、がんの早期発見・早期治療につなげ、がんによる死亡者数を減少させる。

【目標】

- 科学的根拠に基づくがん検診に関する正しい知識の普及啓発
- がん検診受診率の向上（国の指針で定める全てのがん検診で目標50%以上）
- 精密検査受診率の向上（同目標100%）
- がん検診の精度管理の更なる向上
- 職域におけるがん検診の実態把握及び対策の検討・実施

II 【治療】患者本位の安全・安心で質の高いがん医療の提供

(1) 医療機関の機能強化

がん患者がその居住する地域に関わらず等しく適切ながん医療が受けられるよう、手術療法、放射線療法、薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療の更なる均てん化に努めるとともに、それぞれの患者の病態に応じ、適切な治療を提供できるよう、関係機関の連携の下に、ゲノム医療、科学的根拠に基づく免疫療法等の新たな治療方法の提供体制の構築にも段階的に取り組み、がん医療提供体制の更なる充実に努める。

【目標】

- がん診療連携拠点病院等の整備とがん医療の均てん化の推進
- 希少がん・難治性がん等への対応施設及び患者の集約化
- 多職種からなるチーム医療の推進
- がんゲノム医療提供体制の構築

(2) 医療連携体制の充実

切れ目のないがん医療を提供するため、愛媛県がん診療連携協議会の活動の更なる充実を図り、地域連携クリティカルパスの普及や、ICTを活用したネットワークの整備等、がん診療連携拠点病院及びがん診療連携推進病院から地域の医療機関・在宅療養まで、連携体制の充実に取り組む。

また、小児・AYA世代のがん、希少がん・難治性のがんなど、特に専門的な対応を必要とする患者等については、個々の病態に応じ、適切な治療等が提供できる医療機関へつなげられるよう、拠点病院を中心に役割分担と連携体制の構築を進める。

【目標】

- 愛媛県がん診療連携協議会における関係機関の連携強化
- 地域連携クリティカルパスの充実と活用の促進
- 専門的な治療等を提供できる医療機関と関係機関の連携強化

(3) 医療従事者の育成

がん医療の更なる均てん化及び質の向上を図るため、手術療法、放射線療法、薬物療法その他、病理診断、緩和ケア、リハビリテーションなど、治療、がん患者のQOLの向上、相談支援等、様々な分野において求められる質の高い専門的な人材の育成及び適正配置に取り組むほか、ICTを活用した教育環境の整備など、受講者の負担を考慮した環境の構築に努める。

【目標】

- 専門的な知識を持った人材の育成及び適正配置
- ICTを活用した教育環境の整備

(4) 希少がん・難治性がん対策（それぞれのがんの特性に応じた対策）

希少がん・難治性がん対策については、国における研究の進捗状況等を注視しつつ、医療機関の役割分担と連携強化に取り組むなど、個々のがん患者の病態に応じて、速やかに適切な治療等が提供できる医療機関へつなげられるよう、施設・患者の集約化及び円滑な診療連携体制の構築に取り組む。

また、治療が可能な医療機関の情報及び連携体制について、県民、地域の医療機関及びその他関係機関等に対して幅広く周知を図る。

【目標】

- 希少がん及び難治性がんの患者を適切な医療機関へ繋げるための環境整備
- 希少がん及び難治性がんへ対応が可能な医療機関等に関する情報提供

(5) がん登録の精度向上

科学的根拠に基づくがん対策を推進するため、基礎データとなる各種がん登録について、更なる精度向上を目指す。また、それぞれの地域に求められる効果的ながん対策の立案、がんに関する研究等において、がん登録から得られた資料の利活用が進むよう、がん登録の意義等について普及啓発を進めるとともに、個人情報に十分に配慮しつつ、データ利用しやすい制度の構築に取り組む。

【目標】

- がん登録の充実及び精度の向上
- がん登録の普及啓発及び研究等への活用促進

Ⅲ【共生】がんになってもお互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会の実現

(1) がんに関する相談支援及び情報提供

がんの診断を受けた直後から治療後の療養生活まで、様々な場面において、がん患者及びその家族が抱える悩みや不安に対して、必要な時に適切な相談支援が受けられるよう、拠点病院等のがん相談支援センター、患者団体、行政等関係機関が連携し、相談支援体制の更なる充実及び質の向上に取り組むとともに、がん患者やその家族が、速やかに、科学的根拠に基づく正確かつ必要な情報に到達できるよう、情報提供体制を充実させる。

【目標】

- 関係機関の連携による相談支援体制の充実・質の向上
- ピアサポート活動の更なる充実
- 診断早期からの相談支援体制の構築
- 行政、関係機関等による適切な情報発信

(2) 緩和ケア

患者とその家族等が、がんと診断された時から身体的・精神心理的・社会的苦痛など、「全人的な苦痛」に対して適切に緩和ケアを受けることにより、苦痛が緩和され、患者とその家族等のQOLが向上するよう、がん診療に携わる全ての医療従事者に対して緩和ケアに関する基本的な知識と技術の習得を進めるとともに、緩和ケアチーム等による専門的な緩和ケアの提供体制の充実に取り組む。

【目標】

- がんと診断された時からの緩和ケアの推進
- 心のケアを含む切れ目のない全人的な緩和ケアの提供
- 緩和ケアの意義及び必要性等に関する普及啓発

(3) 在宅医療の推進

がん患者が住み慣れた家庭や地域での治療や療養生活を選択できるよう、がん診療連携拠点病院等と地域において在宅医療を提供する医療機関等との切れ目のない連携体制の構築を図るとともに、在宅緩和ケアに携わる多職種の人材育成など、在宅医療提供体制の充実に努めるほか、地域における取組み事例及び医療・福祉を含む支援体制等について、関係機関が協力し情報提供に取り組む。

【目標】

- 住み慣れた家庭や地域での療養生活の支援
- 多職種協働による在宅緩和ケア提供体制の充実
- 質の高い在宅緩和ケアを提供できる人材の育成
- 在宅緩和ケアに関する情報提供

(4) がん患者等の就労を含めた社会的な問題（サバイバーシップ支援）

職場や地域において、がん患者及びその家族の抱える不安等に対する理解が進むよう普及啓発に取り組むほか、就労支援をはじめ、治療と仕事や学業など社会生活との両立支援、治療に伴う外見（アピアランス）の変化、生殖機能の喪失の問題など、様々な社会的な課題に対し、関係機関が連携して取り組むことにより、がんになっても安心して暮らせる社会を構築する。

【目標】

- 就労支援・治療と仕事との両立支援の充実
- 就労以外の社会的な問題への対応の検討・実施

(5) ライフステージに応じたがん対策（小児、AYA世代、高齢者）

小児がん・AYA世代のがんは、多種多様ながん種を含み、幼児期・小児期・思春期・若年成人といった特徴あるライフステージで発症することにより、治療だけでなく、就学、就労、婚姻等の社会的な課題のほか、生殖機能への影響など、個々のがん患者及び家族等の状況に応じ、様々な専門的対応が必要とされます。このため、医療提供・相談支援、治療後の長期フォローアップ体制等、関係機関の連携の下で幅広く支援の充実に努める。

【目標】

- 小児・AYA世代のがん患者が適切な医療を受けられるための環境整備
- 小児・AYA世代の患者・家族のための相談支援体制の整備
- 小児・AYA世代の患者への切れ目のないフォローアップ体制の充実
- 高齢のがん患者への対策の検討

(6) がんの教育・普及啓発

健康については、子どもの頃から教育を受けることが重要であるため、学校教育において、子どもが、がんに関する正しい知識やがん患者及びその家族等について正しい認識を持ち、命の大切さについて学ぶための教育に取り組む。また、社会教育において、全ての県民が、がんに関する科学的根拠に基づく正しい知識、及びがん患者及びその家族等に対する正しい認識を持ち、本人や家族が、がん罹患した場合にも適切にがんに向き合えるよう、がんに関する幅広い知識の普及啓発に取り組む。

【目標】

- 学校教育における子どもへの健康教育の推進
- 県民に対する科学的根拠に基づく正しい知識の普及啓発の推進
- がん患者・家族に対する正しい認識の普及

◎ 計画を推進するために必要な事項

(1) がん対策に関する関係者の役割

「がん患者を含む県民の視点」に立って、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、がん患者を含む県民、県、市町、検診機関、医療機関及び医療従事者、医療関係団体、医療保険者、事業主等が適切な役割分担の下、相互に連携しながら、本計画で掲げる対策に主体的に取り組む。

(2) 県民総ぐるみのがん対策の推進

患者団体や保健医療関係者、学識経験者等で構成する「愛媛県がん対策推進委員会」を推進母体として、幅広い主体の参加・協力を促進し、県民の視点に立った実効性のある対策を総合的に展開する。

(3) 計画の評価及び見直し

本計画の目標の達成状況を把握し進捗を管理するため、3年を目途に、「愛媛県がん対策推進委員会」等の検証や意見を踏まえ中間評価を行うほか、PDCAサイクルを回し施策に反映するよう努める。

平成31年度 愛媛県がん対策推進計画への予算対応状況一覧

I. 分野別目標

分野	平成31年度当初予算の項目(○:事項名 ◆:細事項名)			
	県単独事業・国庫補助事業	金額(千円)	地域医療介護総合確保基金	金額(千円)
I 科学的根拠に基づくがんの予防・がん検診の充実				
1. がんの予防				
がん予防に関する正しい知識の普及や喫煙率の低減、栄養・食生活や運動等の生活習慣の改善を図るなど健康づくりに関する支援を行う。	○生活習慣病予防総合支援事業費 ◆健康増進事業費補助金(市町で実施する健康診査等への補助) ◆生活習慣病予防推進指導事業(生活習慣病予防協議会の運営等) ○県民健康づくり運動推進事業費	(58,078) 1,540 (3,595)		
2. がんの早期発見				
がん検診及び精密検査の受診率の向上に向けて、効果的な普及啓発や事後指導の徹底、検診の実施方法の工夫など、受診促進策を講じる。	○がん対策強化推進費 ◆科学的根拠に基づくがん情報普及啓発事業 ○がん対策強化推進費 ◆がん検診実態把握事業(県内のがん検診の実態把握) ○生活習慣病予防総合支援事業費 ◆生活習慣病予防推進指導事業(がん検診の精度管理等:再掲)	1,814 401 (1,540)		
II 患者本位の安全・安心で質の高いがん医療の提供				
1. 医療機関の機能強化				
地域にかかわらず等しく質の高いがん医療を受けられるよう、がん診療連携拠点病院等の機能を更に充実させるとともに、放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とチーム医療の推進を図る。	○がん対策強化推進費 ◆がん医療体制整備事業(拠点病院への補助金:再掲) ・がん診療連携拠点病院ネットワーク事業	60,000		
2. 医療連携体制の整備				
切れ目のないがん医療を提供するため、地域連携クリティカルパスの普及や、がん診療連携拠点病院の機能強化等を通じて、医療連携体制の整備を推進する。	○がん対策強化推進費 ◆がん医療体制整備事業(拠点病院への補助金:再掲) ・がん診療連携拠点病院ネットワーク事業	(60,000)		
3. 医療従事者の育成				
がん医療の向上を図るため、がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成を推進する。	○がん対策強化推進費 ◆がん医療体制整備事業(拠点病院への補助金:再掲) ・がん医療従事者研修事業	(60,000)		
4. 希少がん・難治性がん対策				
希少がん・難治性がんの患者を適切な医療機関へ繋げるための環境整備や情報提供を行う。	○がん対策強化推進費 ◆がん医療体制整備事業(拠点病院への補助金:再掲) ・がん診療連携拠点病院ネットワーク事業	(60,000)		
5. がん登録の精度向上				
科学的根拠のあるがん対策を推進するため、基礎データとなるがん登録の精度向上を図る。	○がん対策強化推進費 ◆がん登録推進事業(がん情報収集等)	13,256		
III がんになってもお互いにお互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会の実現				
1. がんに関する相談支援及び情報提供				
がん患者とその家族の悩みや不安を汲み上げ、患者とその家族にとってより活用しやすい情報提供及び相談支援体制を実現する。	○がん対策強化推進費 ◆がん相談・情報提供支援事業(院内がん患者サロンへの支援等) ◆がん医療体制整備事業(拠点病院への補助金) ・がん相談支援、情報提供事業	2,052 (60,000)	○在宅がん医療推進事業費 ◆患者サロン事業 ・町なかサロン運営補助	4,602
2. 緩和ケア				
がんが診断された時から身体的・精神的・社会的苦痛などに対して適切に緩和ケアを受け、苦痛が緩和されるよう、がん診療に携わる医療従事者の知識と技術の修得や、専門的な緩和ケアの提供体制の整備などを行う。	○がん対策強化推進費 ◆緩和ケア普及推進事業(緩和ケアセンターの設置等) ◆がん医療体制整備事業(拠点病院への補助金:再掲) ・がん医療従事者研修事業	3,505 (60,000)	○在宅がん医療推進事業費 ◆在宅緩和ケア体制構築事業 ・在宅緩和ケアコーディネータ養成事業等	12,272
3. 在宅医療の推進				
がん患者が住み慣れた家庭や地域での療養や生活を選択できるよう、在宅医療関係機関の拡充と、在宅療養に必要な関係機関の連携体制の整備を図る。	○がん対策強化推進費 ◆がん医療の地域連携強化事業(コーディネーターの配置等)	14,192	○在宅がん医療推進事業費 ◆在宅緩和ケア体制構築事業	10,046
4. がん患者等の就労を含めた社会的な問題(サバイバーシップ支援)				
職場における理解の促進、相談支援体制の充実を通じて、がんになっても安心して働き暮らせる社会を構築する。	○がん対策強化推進費 ◆がん相談・情報提供支援事業(就労支援に関する委託事業:再掲) ◆がん医療体制整備事業(拠点病院への補助金:再掲) ・がん患者の就労に関する総合支援事業	(2,052) (60,000)		
5. ライフステージに応じたがん対策(小児、AYA世代、高齢者)				
小児がん患者とその家族が安心して適切な医療や支援を受けられるような環境の整備を図る。	○小児慢性特定疾病対策費 ○小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	(293,760) (7,949)		
6. がんの教育・普及啓発				
健康教育の中でがん教育を推進するとともに、県民が正しい知識、いのちの大切さについて学び、病氣と向き合ううえで必要な情報を得られる機会を提供する。	○がん対策強化推進費【教育委員会保健体育課】 ◆がんに関する教育総合支援事業費(がん教育研修会の開催等)	857		

※がん医療体制整備事業:補助金総額 60,000千円

II. 計画を推進するために必要な事項

事項	金額	備考	金額
県は、がん対策推進計画を実効あるものとして総合的に推進するため、がん患者及びその家族、がん医療従事者、学識経験者等で構成する協議の場を設け、毎年、計画の進捗状況の把握に努めるとともに、計画の具体的な推進方法等の協議を行う。(がん対策推進委員会等の設置及び運営)	1,787		
合 計	()は除く ① 99,404	基金事業計 ()は除く ②	26,920

平成31年度当初予算合計(①+②) 126,324

平成31年度がん対策予算の概要

『愛媛県がん対策推進計画』（平成30年3月策定）に基づき、予防や検診から相談・医療まで多岐にわたる対策を総合的かつ計画的に推進

平成31年度予算額 126,324(平成30年度予算額 132,736千円)

愛媛県がん対策推進委員会等の設置及び運営

1,787千円(2,076千円)

- ・ 条例に基づき、患者団体や保健医療関係者、学識経験者など幅広い主体の参加・協力を得て『愛媛県がん対策推進委員会』を設置し、本県のがん対策を六位一体で検討・協議する体制を整備

がんの予防

- ・ 生活習慣病予防総合支援事業 58,078千円(58,843千円)
生活習慣病の予防等に関する知識の普及・教育等
- ・ 県民健康づくり運動推進事業費 3,595千円(2,972千円)
第2次県民健康づくり計画「えひめ健康づくり21」に基づく、がん予防のための栄養・食生活改善、喫煙対策等
- ・ ピンクリボン運動の推進
乳がんに関する正しい知識の普及や、早期発見・早期治療を啓発する活動



がんの早期発見

- 生活習慣病予防推進指導事業

1,540千円(1,540千円)

生活習慣病予防協議会によるがん検診の精度管理等

設置部会：消化器がん部会、肺がん部会、乳がん部会、子宮がん部会、
前立腺がん部会、肝がん部会、がん登録部会、(循環器疾患等部会)

- 科学的根拠に基づくがん情報普及啓発事業

1,814千円(1,182千円)

がん対策推進員の活用やがんに関する正しい知識とがん検診の受診率向上へ向けた普及啓発活動を実施

・がん対策推進員(H30.3.31現在 15,008人認定済)

- 愛媛県がん検診受診率向上プロジェクト

企業と愛媛県が一体となり、企業の各拠点や広告スペースにポスターやリーフレットを設置し、県民に日常的に受診勧奨

- がん検診実態把握事業

401千円

がん検診受診率向上に活用するため、県内のがん検診の実態把握調査を実施

がんに関する相談支援及び情報提供

- がん相談・情報提供支援事業

2,052千円(2,634千円)

(1) 実施方法 がん患者団体に委託

(2) 事業内容

①患者会と拠点病院との連携推進

②ピア・サポートの人材育成・体制整備

③就労支援相談体制の充実

- 患者サロン事業による相談支援体制整備

(1) 補助対象 がん患者団体

4,602千円(4,602千円)

(2) 事業内容

①ピアサポーターによる町なかがん患者サロンの運営

②がん診療連携拠点病院がない地域における出張サロンの運営

緩和ケア及び在宅医療の推進

・ 緩和ケア普及推進事業

3,505千円(3,494千円)

(1) 実施方法 四国がんセンターに委託

(2) 事業内容

①緩和ケアセンターの運営

各拠点病院が実施する緩和ケア研修の企画・調整
緩和ケアに対する診療支援

②緩和ケアや在宅医療に関する研修の実施

・ がん医療の地域連携強化事業

14,192千円(14,176千円)

四国がんセンターへの委託により専従のコーディネーター(MSW、看護師等)を配置し、拠点病院に対するがん患者の退院支援・調整、拠点病院で在宅緩和ケアに携わる医療従事者への支援、地域連携クリティカルパスの普及等を行う

・ 在宅緩和ケア体制構築のための人材育成

(1) 補助対象 医療法人聖愛会、今治市医師会
宇和島医師会

12,272(18,369千円)

(2) 事業内容

①西条、大洲、八幡浜地域において、
症例検討会の開催、連携の中心となる指導者の育成を支援する。

②今治医師会、宇和島医師会との連携により、症例検討会等の開催を通じて、地域の在宅緩和ケアの連携体制の構築を進める。

・ がん診療連携拠点病院の在宅医療研修

10,046千円(10,046千円)

(1) 補助対象 県がん診療連携拠点病院(四国がんセンター)

(2) 事業内容

がん診療連携拠点病院、推進病院スタッフの在宅医療研修体制の整備、普及啓発

医療機関の機能強化と医療連携体制の整備(医療従事者の育成を含む)

・ がん医療体制整備事業費補助金

60,000千円(60,000千円)

- (1) 補助対象 がん診療連携拠点病院
- (2) 対象事業 がん診療連携拠点病院が実施する事業
医療従事者の育成、拠点病院ネットワークの構築、がん相談支援、普及啓発・情報提供、病理医養成、在宅緩和ケア地域連携、緩和ケア推進、就労支援、患者やその家族に対する相談支援などの事業
- (3) 補助額 1病院当たり12,000千円

がん登録の精度向上

・ がん登録推進事業

13,256千円(13,114千円)

- (1) 実施方法 四国がんセンターに委託
- (2) 事業内容

平成25年に国内のがんの罹患等の情報を正確に把握することを目的とした「がん登録推進法」が制定され、平成28年1月から施行された。法施行後がんと診断された患者の届出対象情報の整理等や国立がん研究センターへの提出に必要な体制の整備、審議会等の開催や病院等への周知を行う。

小児がん

・ 小児慢性特定疾病対策費(医療費等)

293,760千円(316,066千円)

悪性新生物(がん)を含む小児慢性特定疾病について、実態を調査し、治療研究等の推進を図るとともに、治療費の自己負担分を公費負担することで、患者家族の負担を軽減し、疾病児童等の健全な育成と良質な医療の確保を図る。

・ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

7,949千円(7,905千円)

悪性新生物(がん)を含む慢性的な疾病により、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成及び自立支援を図るため、児童や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、成人後に自立することができるよう、地域における支援内容について、関係者が協議するための体制を整備する。

(NPO法人ラ・ファミリエを中心としたコンソーシアムへ委託)

がんの教育・普及啓発

・ がん教育推進事業

856千円(990千円)

健康教育全体の中で「がん」教育を推進し、がんに対する正しい理解とがん患者に対する正しい認識及び命の大切さに対する理解を深めさせるための取組みを行う。

(事業内容)

- ・ がん教育推進協議会の設置、運営
- ・ がん教育研修会の開催
- ・ 啓発資料の作成
- ・ がん教育に関する公開授業の実施

がん患者の就労を含めた社会的な問題

• がん相談・情報提供支援事業

602千円(602千円)

がん患者とその家族、経験者を対象に、治療と仕事の両立に関する悩みを聞き、就労支援経験の豊富な相談員が専門的な助言を行う。

(事業内容)

- ・ おれんじの会会員による就労相談支援を各がん診療連携拠点病院、がん診療連携推進病院において実施する。

• がん医療体制整備事業費補助金

60,000千円(60,000千円)

- (1) 補助対象 がん診療連携拠点病院
- (2) 対象事業 がん診療連携拠点病院が実施する就労支援、患者やその家族に対する相談支援等
- (3) 補助額 1病院当たり12,000千円

賑問は由会共式の含さ栄綜の香恵いん

(円千500)円千500

業事支支州對辦前・類群いん

面の事共の對出, 二業共の香類群, 兼業の予の香恵いん
 事共員類群は富豊の類群對支栄綜, 支問共の由るを問に立
 ちて行き言由は由門

(容内業事)

業恵いん各共對支類群栄綜るも二員会会のいんは
 前共のいんは二類群並對對並類群いん, 類群点對對並

るす

(円千500,00)円千500,00

金組辦費業事辦並補利恵問いん

類群点對對並兼類いん 業共類群 (1)

栄綜るす兼実な類群点對對並兼類いん 業事業共 (2)

等對支類群るす共二兼業の予の香恵, 對支

円千000,511式当類群1 類群 (3)

愛媛県のがん対策の取組み（平成30年度実績）

1	事業名	愛媛県がん対策推進委員会等の設置及び運営	実施期間	平成19年度～
	計画上の位置付け (分野別目標)	全 体	所管課	健康増進課
			対応する条例	第12条
	事業内容 及び 主要成果	<p>●愛媛県がん対策推進委員会 ○委員30名（H30.7.29～任期2年） がん患者等、がん医療従事者、学識経験者（医療、経済、教育、報道）、行政関係者 ○開催日 ・平成31年3月18日（月） ○協議内容 ・愛媛県がん対策推進計画の取組状況について ・愛媛県がん相談支援推進協議会・愛媛県在宅緩和ケア推進協議会の協議結果について</p> <p>●愛媛県がん相談支援推進協議会 ○委員7名（H30.10.10～任期2年） がん患者及びその家族、がん医療従事者（医師、看護師）、学識経験者（報道）、行政関係者 ○開催日 ・平成31年1月31日（木） ○協議内容 ・町なかがん患者サロン、患者・家族総合支援センターの活動実績、評価について ・今後の活動内容の検討 ・小児がん、がん教育、就労支援について</p> <p>●愛媛県在宅緩和ケア推進協議会 ○委員10名（H29.8.26～任期2年） がん患者、がん医療従事者（医師、看護師、薬剤師、医療ソーシャルワーカー、ケアマネージャー） ○開催日 ・平成31年1月21日（月） ○協議内容 ・在宅緩和ケア推進モデル事業・在宅緩和ケア体制構築事業の実績 ・来年度以降実施事業の内容検討</p> <p>※H19年度：愛媛県がん対策推進計画検討会 H20～21年度：愛媛県がん対策推進協議会 H22年度～：愛媛県がん対策推進委員会</p>		

2	事業名	生活習慣病予防推進指導事業	実施期間	昭和57年度～
	計画上の位置付け (分野別目標)	がんの予防・早期発見	所管課	健康増進課
			対応する条例	第6条
	事業内容 及び 主要成果	<p>生活習慣病対策を推進するため、生活習慣病予防協議会を設置し、健康増進法に基づくがん検診の精度管理等を行うとともに、がん予防に重点を置いた生活習慣病対策について検討する。</p> <p>●愛媛県生活習慣病予防協議会の運営 委員 36名、専門委員 1名（H30.8.15～任期2年） 8部会（消化器がん、子宮がん、肺がん、乳がん、前立腺がん、肝がん、循環器疾患等、がん登録） ○協議会及び部会の開催（平成30年9月3日） 〔協議会議事〕 平成29年度事業報告、平成30年度事業計画他 〔部会議事〕 市町が行うがん検診等の精度管理（検診結果の評価等） ●子宮がん部会実地調査の実施（平成31年1月17日） 〔調査対象団体〕 愛媛県総合保健協会、愛媛県厚生農業協同組合連合会 〔調査内容〕 子宮がん検診の実施状況、精度管理の状況等</p> <p>●生活習慣病予防対策講習会の開催 検診従事者の資質向上を目的とし、循環器疾患等、がん登録部会を除く6部会で開催 ・委託先 愛媛県医師会 ・対象者 医師、保健師、検査技師等</p>		

愛媛県のがん対策の取組み（平成30年度実績）

3	事業名	科学的根拠に基づくがん情報普及啓発事業	実施期間	平成30年度～
計画上の位置付け (分野別目標)	がんの予防・早期発見		所管課	健康増進課
			対応する条例	第6、14条
事業内容 及び 主要成果	<p>県民総ぐるみによるがん対策を推進し、がんの罹患者、死亡者を減少させるために、予防、治療、共生など、それぞれの病期における科学的根拠に基づく正しいがん情報の普及啓発を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●科学的根拠に基づくがん情報の普及啓発 科学的根拠に基づく、がんの予防法やがん検診の意義等、がんに関する正しい情報を県民に対して提供するための普及啓発に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ・県庁 H30.8.10 各市町保健師を対象にがん検診の知識向上のための研修会を実施 ・各保健所で適宜実施 ●がん対策推進員（フォローアップ）研修 草の根運動的ながん予防の啓発やがん検診の受診勧奨に取り組むため、県が開催する養成研修を修了した者を、がん対策推進員に認定する。また、これまで養成してきた推進員のフォローアップを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度認定数：835人（平成30年3月末時点） （平成21～29年度認定数：15,008人認定） ・平成29年度フォローアップ研修等受講者数：305人（平成30年3月末時点） ●がん検診受診率向上プロジェクトの推進 保険会社等民間企業の営業拠点網を活用し、がん検診受診率向上のための受診勧奨を行う。 ●「がんサポートサイトえひめ」の作成 県民向けに、愛媛県における予防・治療・共生等、幅広い分野における科学的根拠に基づく正確ながん情報を提供するためのホームページを作成する。 			

4	事業名	がん医療体制整備事業	実施期間	平成19年度～
計画上の位置付け (分野別目標)	がんに関する相談支援及び情報提供 医療機関の機能強化と医療連携体制の整備 医療従事者の育成 希少がん・難治性がん対策 がん登録の精度向上 がん患者等の就労を含めた社会的な問題		所管課	健康増進課
			対応する条例	第7、8、11条
事業内容 及び 主要成果	<p>愛媛県がん対策推進計画に基づき、がん診療連携拠点病院が実施する事業に対して補助を行った</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助対象 県内のがん診療連携拠点病院（7病院）のうち、国立系（四国がんセンター、愛媛大学附属病院）を除く5病院 ●補助対象事業 <ul style="list-style-type: none"> ・がん医療従事者に対する研修 ・がん診療連携拠点病院ネットワーク事業 ・がん相談支援事業 ・普及啓発・収集提供事業 ・病理医養成等事業 ・在宅緩和ケア地域連携事業 ・緩和ケア推進事業 ・がん患者の就労に関する総合支援事業 ●研修等開催状況 <ul style="list-style-type: none"> ・院内、地域の医療機関の医師、コメディカル等を対象としたセミナーや研修を実施 ・がん治療セミナー、がん性疼痛等の研修会、緩和医療に関する勉強会、緩和ケア研修会 等 ・H30.4～H31.2までの緩和ケア研修会修了者数（7拠点病院合計） 医師123名、コメディカル60名 （これまでの県内全受講者：医師1416名、コメディカル710名） 			

愛媛県のがん対策の取組み（平成30年度実績）

5	事業名	がん登録推進事業	実施期間	平成2年度～（地域がん登録） 平成27年度～（全国がん登録）
計画上の位置付け （分野別目標）	がん登録の精度向上	所管課	健康増進課	
		対応する条例	第7条	
事業内容 及び 主要成果	<p>がん対策を効果的に推進するため、がんの発生状況や治療状況等を登録し、罹患率、受療状況、生存率等の集計及び解析を行う。</p> <p>●主要成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省第三次対がん総合戦略研究事業研究班開発の地域がん登録標準データベースシステムを導入 平成19年4月から都道府県地域がん診療連携拠点病院である四国がんセンターへの業務委託による体制整備 作業の効率化と精度向上を図るため、地域がん登録の届出をデータで移行させる試みを全国に先駆けて実施 平成25年4月から地域がん登録資料の研究目的での利用制度を開始 地域がん登録罹患集計データを県ホームページに公開 国立研究開発法人国立がん研究センター開発の都道府県がんデータベースシステムを導入 <p>平成25年に「がん登録推進法」が制定され、平成28年1月から「全国がん登録」が開始された。</p> <p>●主要成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 病院、診療所を対象とした全国がん登録実務者研修会の実施（平成30年9月1日（土）、8日（土） 四国がんセンター） 「全国がん登録データベースシステム」の導入 四国がんセンターへの業務委託による体制整備（平成28年1月～） 			

6	事業名	がん相談・情報提供支援事業	実施期間	平成21年度～
計画上の位置付け （分野別目標）	がんに関する相談支援及び情報提供 がん患者等の就労を含めた社会的な問題	所管課	健康増進課	
		対応する条例	条例第2条第2項、4条第2項、8条	
事業内容 及び 主要成果	<p>がん患者・家族の不安や疑問に適切に対応し、生活を支援していくため相談支援体制の充実を図るとともに、がん患者が必要とする情報の把握等により、患者の立場に立った支援体制の整備促進に努めた。（NPO法人愛媛がんサポートおれんじの会に委託）</p> <p>●患者会と拠点病院等との連携によるがん患者サロンの運営 がん診療連携拠点病院・がん診療連携推進病院において開催されるがん患者サロンの運営に、がん相談に対応できる専門的な知識・ノウハウを持ったピア・サポーターが参画し、患者等に対する相談支援業務を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 開催場所：がん患者サロンを設置しているがん診療連携拠点病院 開催日：各病院においてがん患者サロンが開催される日（1病院につき、月1回程度） <p>●ピア・サポート体制の裾野の拡大 ピア・サポート体制の裾野の拡大と質の向上のため、自分の経験を他の患者・家族等に役立てたいと考えているがん患者及び家族等を対象に、基礎的なコミュニケーション能力から、がん治療の基礎知識、支援制度などを多岐にわたり学ぶための研修会を開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施回数：5回 研修の種類：1回は初心者養成、4回は実務者フォローアップ <p>●就労支援相談事業 がん患者とその家族、経験者を対象に、治療と仕事の両立に関する悩みを聞き、さらに就労支援経験豊富なキャリアコンサルタント（おれんじの会会員）が専門的な助言などを行う。</p>			

愛媛県のがん対策の取組み（平成30年度実績）

7	事業名	緩和ケア普及推進事業	実施期間	平成20年度～
	計画上の位置付け (分野別目標)	緩和ケア及び在宅医療の推進 (1) 緩和ケア	所管課	健康増進課
			対応する条例	第9条
	事業内容 及び 主要成果	<p>がん診療に携わるすべての医師が、研修等により緩和ケアについての基本的な知識を習得すること、緩和ケアに関する普及や診療支援等を行う緩和ケアの拠点的功能を整備することなどにより、治療の初期段階から切れ目なく緩和ケアが実施される体制を整備した。（四国がんセンターに委託）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●緩和ケアフォローアップ研修会 <ul style="list-style-type: none"> ○研修内容：緩和ケア（PEACEプロジェクト、治療の初期段階からの緩和ケア）研修会の受講修了者を対象にフォローアップ研修を企画・実施 ○研修開催日：平成30年9月22日（土） ○研修受講者：緩和ケア研修会を修了した医師等27名 ●緩和ケアセンターの運営 <ul style="list-style-type: none"> ・上記、緩和ケア研修の企画・実施 ・緩和ケアに関する診療支援（出張指導、電話等での指導助言）を実施 ●在宅医療に関する研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○研修内容 <p>地域のがん医療を支える医療機関等（在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、居宅支援事業所等）と拠点病院の連携を図るために、それぞれの医療機関で従事している関係者を対象に研修会を開催し、各現場における問題点などを明確にすることで、それぞれの機能及び役割分担を把握し、在宅で療養を望む患者を円滑に支援する体制を推進する。</p> 		

8	事業名	がん医療の地域連携強化事業	実施期間	平成22年度～
	計画上の位置付け (分野別目標)	緩和ケア及び在宅医療の推進 (2) 在宅医療	所管課	健康増進課
			対応する条例	第10条
	事業内容 及び 主要成果	<p>地域連携コーディネーター（2名）を配置し、がん患者やその家族の意向に沿った地域医療サービスの提供と、地域の医療機関等による円滑ながん医療連携を強化することで、安心かつ医療の質の保たれた適切な在宅療養の提供体制の整備に努めた。（四国がんセンターに委託）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●患者及び医療機関等のコーディネート <p>各拠点病院の相談支援センター等と連携し、がん患者の意向を踏まえた地域医療サービス等を紹介するとともに、患者の紹介先に困っている拠点病院及び地域の医療機関に対して、その患者の現状に最も適切と考えられる医療機関等を提案した。</p> ●地域連携クリティカルパスの普及 <p>地域の医療機関に対し、本格的に運用開始となる連携パスの普及、運用支援を行った。</p> ●医療従事者の支援 <p>拠点病院と連携し、各地域内で行われるカンファレンス等に参加し、在宅緩和ケアのための医療従事者に対する支援を行った。</p> 		